

写 平成 29 年第 2 回臨時会

(8 月 10 日招集)

# 町議会会議録

益城町議会

## 平成29年第2回益城町議会臨時会目次

### ○8月10日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	2
日程第2 会期の決定について	2
日程第3 議案第56号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第2号）	2
日程第4 議案第57号 工事請負契約の締結について	5
閉会	7

平成29年8月第2回益城町議会臨時会会議録

1. 平成29年8月10日午前10時00分招集
2. 平成29年8月10日午前10時00分開会
3. 平成29年8月10日午前10時19分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
  - 日程第1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第2 会期の決定について
  - 日程第3 議案第56号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第2号）
  - 日程第4 議案第57号 工事請負契約の締結について

---

7. 出席議員（17名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
14番 中村健二君	15番 竹上公也君	16番 渡辺誠男君
17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君	

---

8. 欠席議員（1名）

13番 石田秀敏君

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀部博之

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	永田清道君
会計管理者	高森修自君	総務課長	中桐智昭君
企画財政課長	藤岡卓雄君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	緒方潔君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	坂本祐二君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	木下宗徳君	産業振興課長	森本光博君
復旧事業課長	坂本忠一君	復旧事業課審議員	増田充浩君

都市建設課長	西口博文君	復興整備課長	杉浦信正君
危機管理課長	金原雅紀君	学校教育課長	福岡廣徳君
生涯学習課長	安田弘人君	環境衛生課長	河内正明君
水道課長	荒木栄一君	下水道課長	水上眞一君

---

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。平成29年第2回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきましてありがとうございます。なお、13番石田秀敏議員から欠席する旨の届け出がっております。

議員定数18名、出席議員17名です。

これより、平成29年第2回益城町議会臨時会を開会いたします。

次に、会議規則第3条第3項の規定により、議長において議席を変更いたします。

議場の変更に伴い、議員の議席はただいま着席のとおり、変更いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、5番榮正敏議員、15番竹上公也議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

---

#### 日程第3 議案第56号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第2号）

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第56号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成29年第2回益城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、傍聴席には早朝からお越しいただきましてありがとうございます。心から感謝申し上げます。

熊本地震から1年3カ月が経過しました。被災しました家屋の解体が、申請ベースで91%を超え、徐々にではありますが復旧が進んでいます。現在、災害公営住宅の建設など、生活再建を第

一に取り組んでいるところです。

さて、7月4日に長崎地方に上陸しました台風3号の影響により、益城町においてもハウスや農作物に大きな被害を受けました。また、福岡県朝倉市、東峰村、大分県日田市などで猛烈な雨が降り続き、河川が氾濫し、多くの尊い命が奪われました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、熊本地震の発生当初から朝倉市より支援していただいたこともあり、7月1日から3日間、避難所運営、災害救助法を担当しました職員を派遣し、避難所での対応法などをしっかり伝えたところです。今後も災害を体験した町として、恩返しのため、できる限りの支援を行ってまいりますとともに、災害は必ずどこかで起こるもの、どんな大きな災害も想定外とならないように、しっかりと取り組んでまいります。

さて、本日提案します議案は、補正予算1件、工事請負契約の締結について1件の計2議案でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

まず、議案第56号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第2号）について御説明を申し上げます。1ページをお開きください。

平成29年度益城町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ414億853万7,000円とする。

第2条では、地方債の補正を定めております。

平成29年8月10日提出、益城町長、西村博則。

4ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。

1、変更でございます。起債の目的、役場庁舎等災害復旧事業債でございますが、復旧事業課が入る仮設住宅の建設及び書庫、物置などに使用するコンテナハウス設置に伴い、不足します駐車場を確保するためのもので、限度額を1,160万円増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

次に、7ページをお開きください。歳入でございます。

23款1項町債の8目災害復旧費でございます。第2表、地方債補正で御説明したとおりでございます。

8ページが歳出でございます。11款災害復旧費5項1目その他公共施設公用施設災害復旧費でございます。14節は、仮設庁舎東側の農地3,579平米の借地料でございます。15節は駐車場等用地の造成工事費でございます。

14款予備費は、歳入歳出の調整額としての計上でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 議案第56号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第2号）の提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。

今の部分で役場庁舎災害復旧事業となっておりますけれども、中身なんですけれども、賃借料14万4,000円と仮設庁舎用地造成工事費1,154万6,000円ですか。この中身についてですね、できれば。これについては何も説明を受けておりませんので、この概要といいますかですね、中身について、よければ説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。よろしくお願いいたします。8番野田議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

議案第56号の最終ページ、8ページの歳出の部分についての御質問だと思います。その中の、まず11款災害復旧費5項、14の使用料及び賃借料、仮設庁舎駐車場等用地借地料ということの中身について、まず御説明申し上げます。

これについては、先ほど町長のほうからお話がありましたとおり、現在のこの仮設庁舎の東側、木山609番地になります。そちらのほうの3,579平米、こちらのほうをお借りして、今回駐車場用地として整備をするという、その借地料という形になります。反当り6万円という形になります。この金額は、この仮設庁舎等で借りている金額と同一の金額という形になります。

もう一つ、その下の工事請負費でございます。こちらのほうにつきましてはですね、先ほど申し上げた3,579平米に対して駐車場の整備をするということでございます。こちらについては、今のところ、砂利敷きということで、舗装等は、今のところはする予定はございません。砂利ということで整備をしたいというふうに思います。一応面積のほうは、先ほど申し上げました3,579平米という形になります。あと、金額のほうは1,154万6,000円という形になります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

役場、今、私たちがいるところの道路を挟んだ東側ということですね。ありがとうございます。その駐車場整備ということで、役場仮設庁舎の駐車場ということでいいんですかね。

この駐車場の入り口といいますか、今、地域再生道路からですね、ここは入るようになってるんですけども、実際、地域再生道路から入れるのか、それともですね、今、この間の道ですけども、これ、町道に数年前にさせていただいていると思うとですよ。させていただいているということなんですけども、あわせてというか、この議案ではちょっと無理ですけども、町道なので、行き来ができるのか、もしくは南側からですね、入れるようにするのかとかいうのがですね、もし分かっておればですね、教えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。野田議員の2回目の御質問のほうにお答えします。

まず、入り口につきましてはですね、今のところは地域再生道路のほうからの入り口というふうに考えております。その横の町道の横の道ですね、間の道については、ちょっと今のところ、こちらのほうの計画には載せてませんので、ちょっと検討させていただきたいと。拡幅等につい

ても検討させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 全員起立であります。よって議案第56号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第57号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第57号、工事請負契約の締結について説明いたします。

惣領団地熊本地震災害復旧工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施しまして、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

施工場所は、益城町大字惣領地区の被災しました惣領団地の災害復旧工事で、基礎復旧、外構復旧、1号棟、2号棟、内部復旧工事でございます。

工期につきましては、平成30年3月9日までを予定しております。

契約金額は3億5,584万7,040円で、契約の相手方は福岡市中央区荒戸2丁目1番5号、鉄建設株式会社九州支社でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 議案第57号、工事請負契約の締結についての提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田です。

これについてはですね、できれば少し中身をですね、説明してもらえないかなと思ってるんですけども。これ、災害復旧工事で、惣領団地ということなんですけれども、これ、災害での査

定による、もう出してあった部分だと思うんですけども、実際、何をどのようにですね、やるのかをですね、少し、よければですね、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君） おはようございます。復旧事業課の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

8番野田議員の今回の惣領団地の復旧工事の中身についてということでございました。中身についてですね、御説明いたします。

惣領団地は、御存じのようにですね、2棟ございます。北側のほうを第1号棟、南側を2号棟ということと呼んでおります。それぞれ24世帯の収容の能力があるんですけども、今回の地震によりまして、この敷地一体が被災を受けております。

大きく分けますと9項目ございまして、まず一つがですね、駐車場がございまして、駐車場のアスファルト舗装のひび割れ、それから歩道部分のですね、舗装のやはりひび割れの補修、ですから表層に関してはやりかえ、あとラインが消えるのでラインも引く、あと番号を入れるとかですね。それと縁石がずっと入るとるわけなんです、この縁石も壊れておりますので、この縁石もやりかえると。

それから、足洗い場等がですね、破損しとるということで、これも復旧の対象となっております。

あと、ネットフェンスが外周を回っておりますが、このネットフェンスの補修。

それから、ポンプ室の階段の破損。

それから、建物の周辺がですね、地盤沈下を起こしております。この分のですね、補修、埋め戻しですね。

それから、点字ブロック。益城菊陽線側の、県道側のブロック積みが大型土のうで補強といたしますか、応急処置をしてあるんですが、これが、目地にひびが入っているということでこの補修。

それから、1号棟、2号棟同じですけど、内部に小さな亀裂等が入っているということで、こういうのの補修。

それから最後にですね、南側の2号棟におきましては、建物が場所によってですけどちょっと沈下しているということでございます。これが一番大きな作業内容になるかと思いますが、一旦ですね、地下を掘り上げて、地下に空間をつくってくいの補修をしつつ、ジャッキで建物を少しずつ、大きく沈下したところをですね、上げる。そして、最終的に水平にして地下を埋め戻すというようなジャッキアップを行って復旧を行うということで、工事内容にアンダーピニング工法ということで書いてございますが、これがですね、そういう復旧の工法ということになります。以上が大体の内容になります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案に賛成の方は起立お願いいたします。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第57号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。

御協力いただき、まことにありがとうございました。

これで、平成29年第2回益城町議会臨時会を閉会いたします。

---

閉会 午前10時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員